
三条市食育の推進と
農業の振興に関する
計画（案）

三条市

目次

第1章 計画の概要	
1 第2次計画の成果と検証	3
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の性格	4
5 計画期間	4
第2章 計画の取組の方向性	5
第3章 施策の展開	
1 食育の視点「食を通じた健康づくり」	8
【現状と課題】	
【基本方針と主要施策】	
(1) 望ましい食習慣の定着	
(2) 食育推進機運の醸成	
2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」	15
【現状と課題】	
【基本方針と主要施策】	
(1) 地産地消の推進	
(2) 農村環境の保全	
3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」	19
【現状と課題】	
【基本方針と主要施策】	
(1) 産業として成り立つ農業の確立	
(2) 地域農業の持続的発展	
4 継続した取組	24
5 取組指標	26
第4章 計画の推進体制	28
資料編	29
資料1 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例	
資料2 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿	

第1章 計画の概要

1 第2次計画の成果と検証

三条市は、これまで「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」に基づき、「第2次三条市食育推進計画（平成23年3月策定）」と「第2次三条市農業活性化プラン（平成25年1月策定）」により取組を進めてきました。

食育の推進においては、米離れや朝食欠食の増加等の食習慣の変化を要因とする生活習慣病の増加に対応するため、「バランスのとれた朝食習慣の定着」や「米飯を主食とした日本食¹の実践」、「地産地消²の推進」を目標に掲げて取組を進め、肥満者の減少、子どもたちの健康状態の改善、地場農産物の消費啓発活動による地域農業への支援など、一定の成果を上げてきました。一方で、子どもの睡眠不足が朝食欠食を助長していることや子どもや高齢者の孤食³から浮かび上がる情緒面への影響、さらに食育推進に対する関係者の意識の不足など改めて課題を確認しました。

また、農業の振興においては人口減少や少子高齢化、農産物価格の長期的低迷などを背景とした農業者の減少等に対応するため、「担い手の充実」と「所得の向上」を目標に掲げて取組を進め、その結果として、認定農業者⁴への農地集積の増加、地産地消の進展など一部で成果を上げてきました。しかし、農産物価格の低迷や人口減少等社会情勢の変化に伴い、農業所得の確保のための取組や農業の担い手育成の取組の必要性を改めて課題として認識しました。また、近年の米価下落や農業者の減少等は農業経営に様々な影響を及ぼしていることから、地場農産物を生産する環境を維持する取組の必要性も課題として認識しました。

2 計画策定の趣旨

本計画は「第2次三条市食育推進計画」と「第2次三条市農業活性化プラン」を総括した上で、加速する少子高齢化や人口減少を始め、女性の社会進出、価値観や生活様式の多様化、医療費及び介護費の増加、食料自給率の低迷など多岐にわたる社会情勢を踏まえ、今後三条市として対応すべき課題を明らかにし、条例の基本理念を具現化するために必要な取組を計画的に推進するため、一本化した新たな計画として策定するものです。

3 計画の位置付け

「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」第3条の基本理念の具現化のための計画であり、同条例第9条の規定に基づき策定する計画です。

¹ 日本食 ※脚注説明は後で追加します
² 地産地消
³ 孤食
⁴ 認定農業者

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例の基本理念

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

4 計画の性格

本計画は、食育の推進と農業の振興において三条市の最も基本となる計画であり、市が策定する他の個別行政計画や事業等に対して、食育の推進と農業の振興に関する基本的方向性を示すものです。

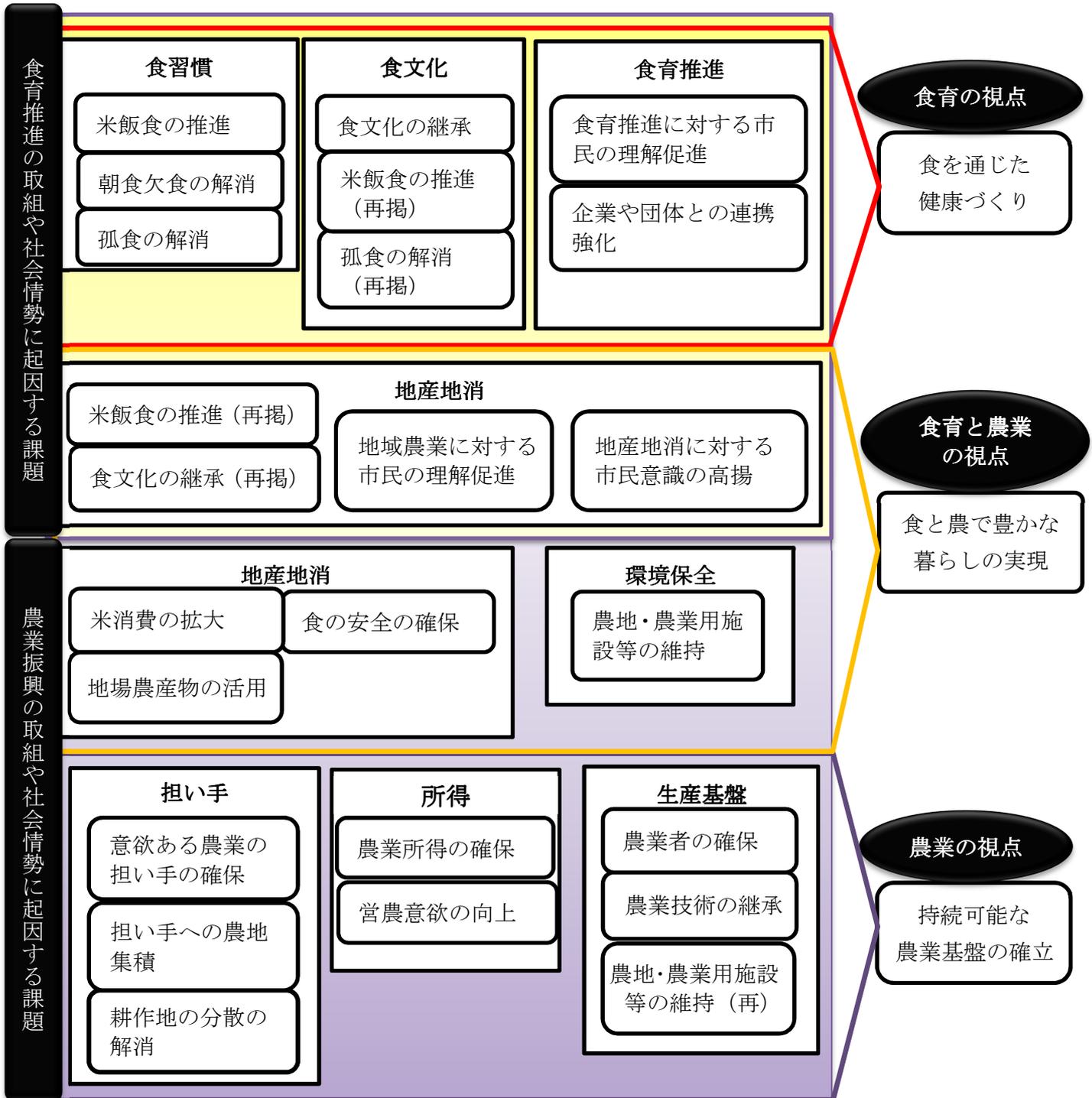
5 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画とします。なお、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の取組の方向性

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える『健幸⁵』なまち」とし、これまでの取組の検証結果を踏まえ、社会情勢に起因する課題にも対応可能な計画として、「食を通じた健康づくり」「食と農で豊かな暮らしの実現」「持続可能な農業基盤の確立」の三つの視点を持って取組を進めていきます。



⁵ 健幸

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

これまでの取組の検証結果から、朝食欠食や米離れに歯止めがかからず、栄養バランスの乱れから生活習慣病の増加が心配されること、孤食の増加が子どもたちの心身の健康に影響を及ぼしていること、さらに和食の作法を知らない子どもたちが増えるなど食文化の継承が心配されることなどの実態が明らかになりました。また、食育関係者への自発的な活動を促す取組が不足している実態から、市民の食育推進機運を高め、市民一人一人が健康で幸せに生きるため、「食べる力⁶」を育てることを目指し「食を通じた健康づくり」に取り組んでいきます。

2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

諸外国からの食料の輸入が増え自給率が低迷しています。輸入の増大は、輸出国の経済事情や政治情勢、世界的な需給動向、さらには地球温暖化や異常気象の影響を受けやすくなるため食料供給が不安定化します。また、食品安全についても製造過程での有害物質混入事件など輸出国の食品安全確保体制への心配があります。

国内においては、高齢化に伴う担い手不足の顕在化や耕作放棄地の増大など食料の継続的・安定的な供給体制が揺らいでいます。

一方で、地産地消に対する市民意識は高まりつつあるものの、地場農産物の消費拡大には至っていません。このことから、市民の豊かで健幸な暮らしや、地域農業の継続的な発展にとって欠かせない米を始めとした地場農産物への市民の理解を促進し、更なる地産地消の推進、地域農業の振興、農村環境の保持によって「食と農で豊かな暮らしの実現」に取り組んでいきます。

3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

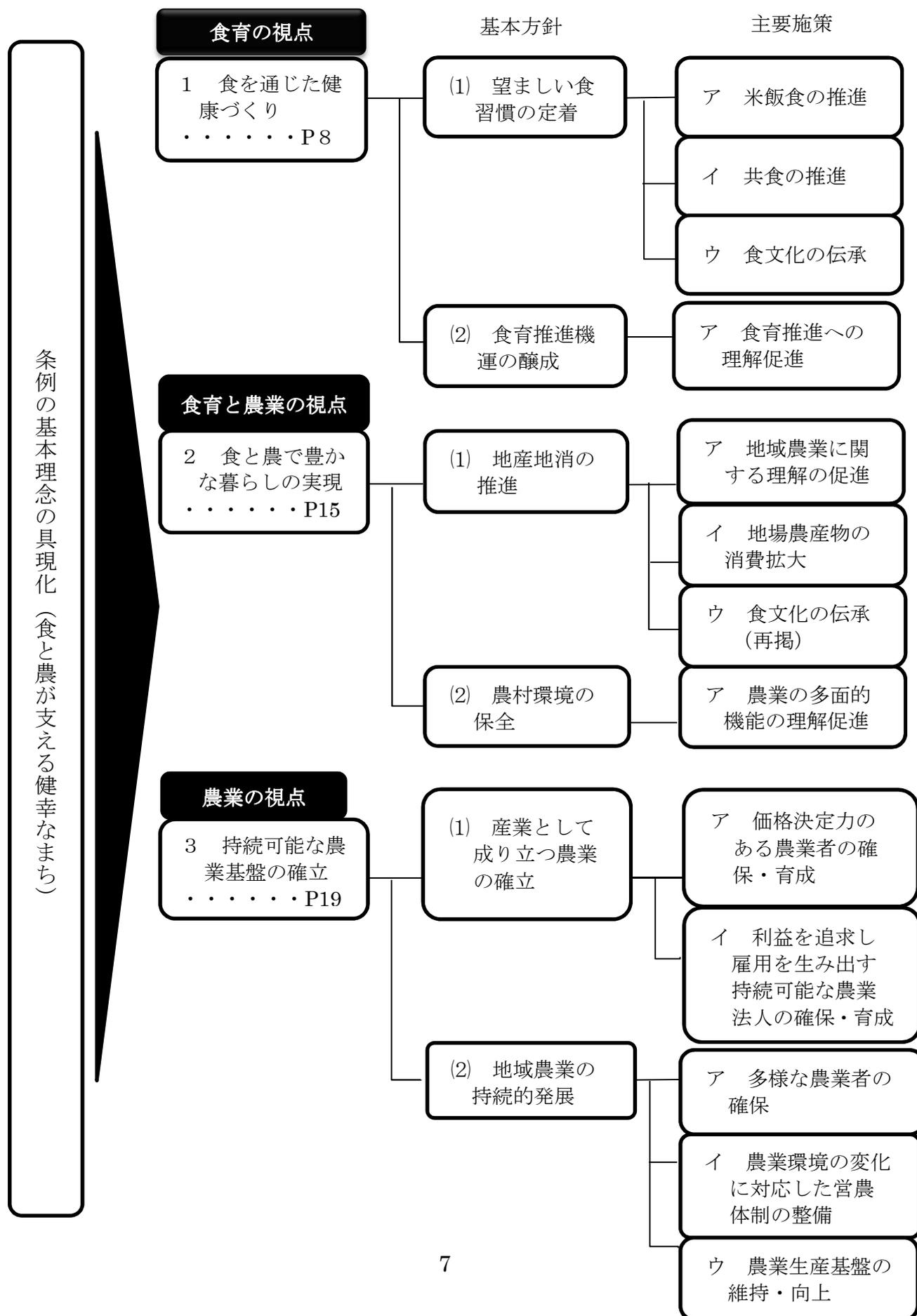
専業農家は、農産物の生産を重視し販売を市場に委ねてきた従来からの手法では、農産物価格の長期低迷や価格変動等により経営の見通しが立ちづらくなっています。また、兼業農家は高齢化や米価下落による営農意欲の減退に加え、人口減少や少子高齢化等によりその減少に拍車がかかっています。さらに、兼業専業を問わず多くの農業者は生活に必要な所得を農業で確保できていないことから、職業としての魅力を感じる者が少なく新規の就農につながっていません。農業者の減少によって、これまで地域の多くの農業者により担われてきた農地・農業用施設⁷の維持が困難になります。

そこで、産業として成り立つ農業を確立することや地域農業を持続的に発展させることにより、「持続可能な農業基盤の確立」に取り組んでいきます。

⁶ 食べる力

⁷ 農地・農業用施設

4 施策の体系図



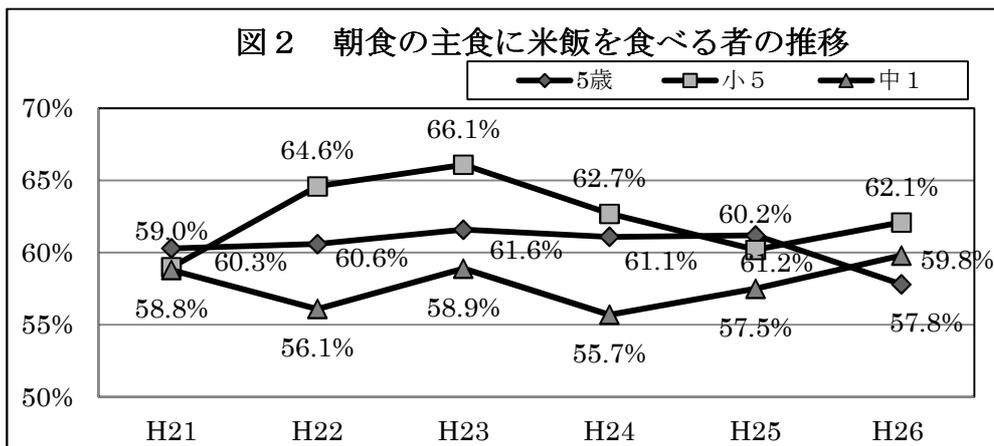
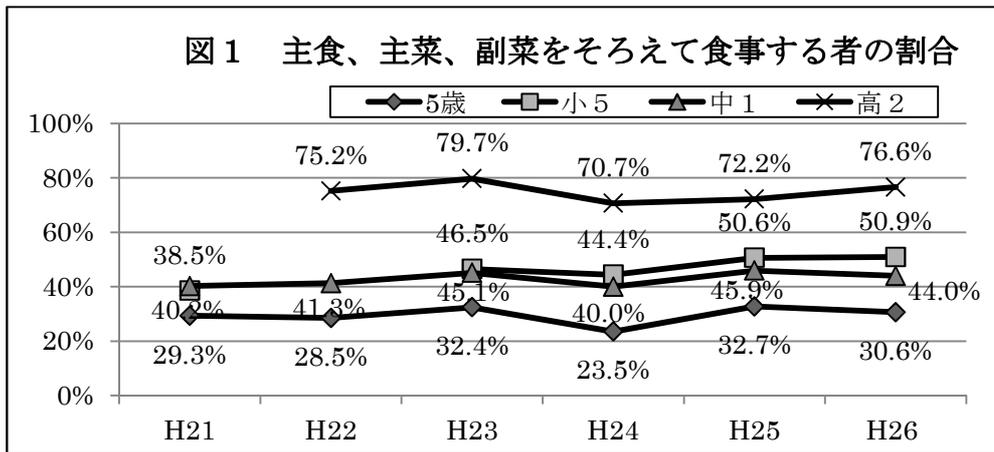
第3章 施策の展開

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

【現状と課題】

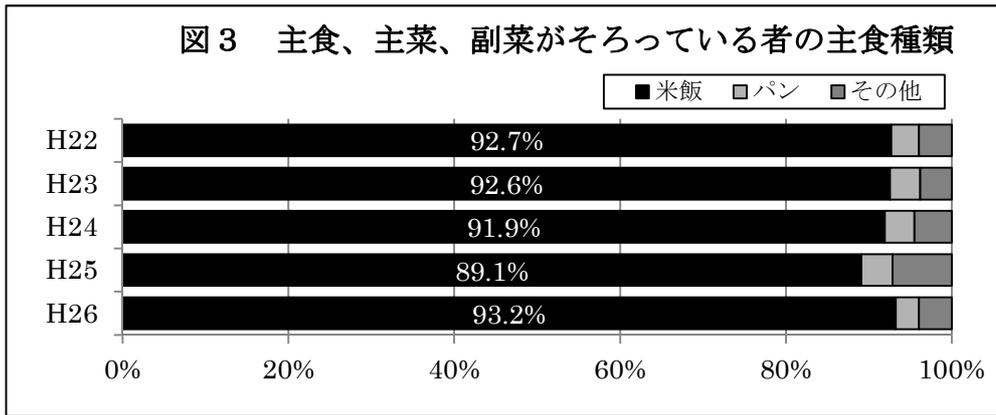
近年の社会情勢の変化から、市民全体の生活様式も大きく変化し、生活習慣病が増加しています。第1次及び第2次食育推進計画では、増加する生活習慣病の要因の一つは、市民が米飯を食べなくなっていることではないかとの仮説のもと、米飯食⁸の推進を始めとし、朝食習慣の定着、地産地消の推進に取り組んできました。

その結果、食生活の多様化が進む中、「主食・主菜・副菜をそろえて食事している者の割合」(図1)や「主食にごはんを食べる者の割合」(図2)は横ばいを維持することができました。このうち、主食、主菜、副菜がそろっている者は、主食を米飯にしている割合が高いこと(図3)、子どもの肥満者が減少し改善したこと(図4)など一定の成果を上げてきました。

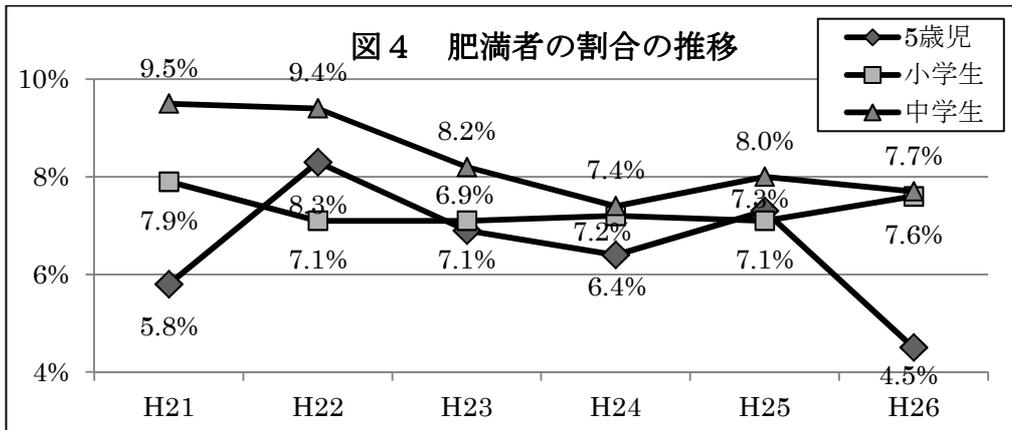


資料：保育所食育推進事業、学校食育推進事業(三条市)

⁸ 米飯食

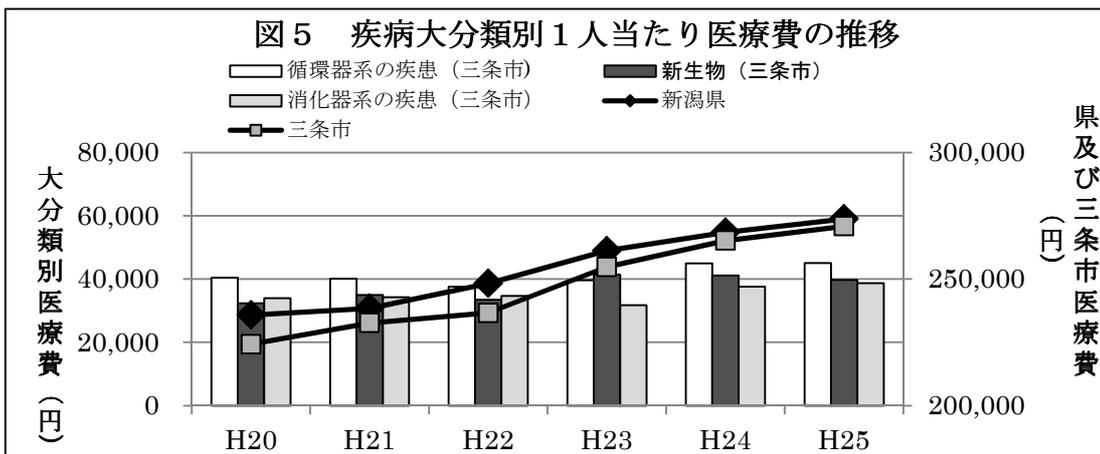


資料：幼児健診問診結果(三条市)



資料：保育所肥満調査、学校食育推進事業(三条市)

一方、全体を見ると本市でも県と同様に、高血圧や脳血管疾患など生活習慣病の増加が依然として医療費を押し上げている実態（図5）があります。米飯を主食とした日本食を習慣化することは、生涯を通じた健康づくりに欠かせないものであり、あらゆる場面を活用して啓発活動を強化継続することが必要です。

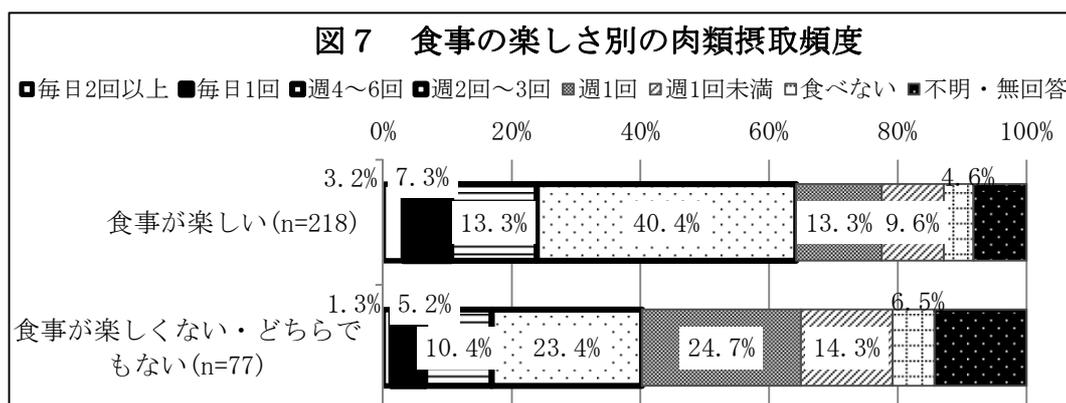
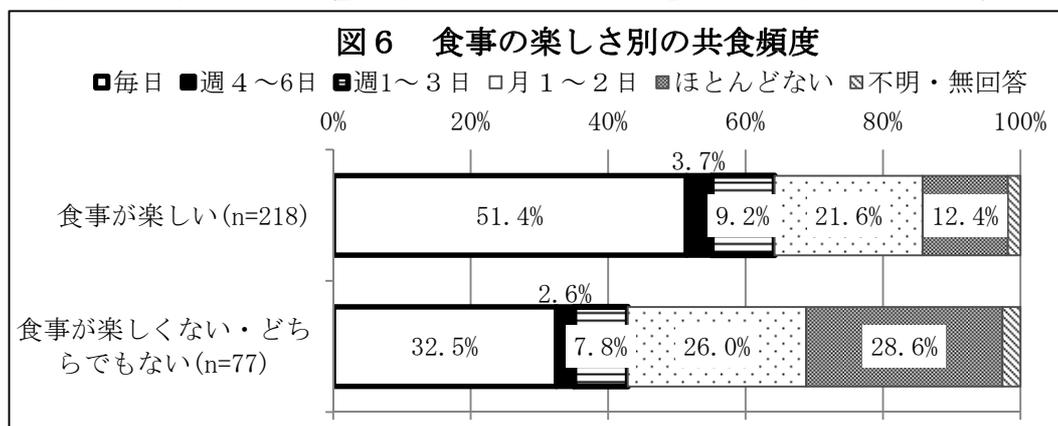


資料：H20年度～H24年度 疾病分類別（大・中分類）統計（H25年7月 新潟県国民健康保険団体連合会）
 H21年度～H25年度 疾病分類別（大・中分類）統計（H26年7月 新潟県国民健康保険団体連合会）

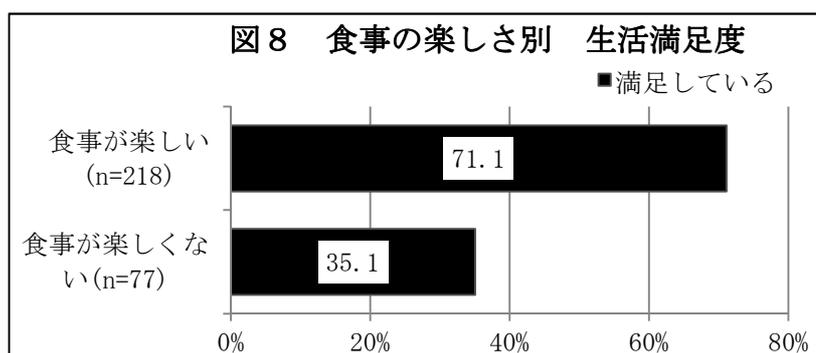
また、平成25年度に実施した「高齢者の食と暮らしの調査⁹」では、食事が楽しいと

⁹ 高齢者の食と暮らしの調査

感じている人は共食¹⁰頻度が高く（図6）、食事バランスが整いやすく（図7）、そして生活満足度が高いこと（図8）が分かりました。この結果に基づき平成26年度から高齢者の共食機会創出を目的として実施した「まちなかで朝ごはん事業¹¹」では、高齢者の外出機会が促進され、交流が生まれるという手応えを得ることができました。また、子どもの生活実態調査¹²では、孤食が年齢の上昇により増加する（図9）とともに、孤食が子どもたちの情緒面に影響すること（図10）が浮き彫りになっています。



※肉のほかに魚、卵、大豆、果物で同様の傾向を示す

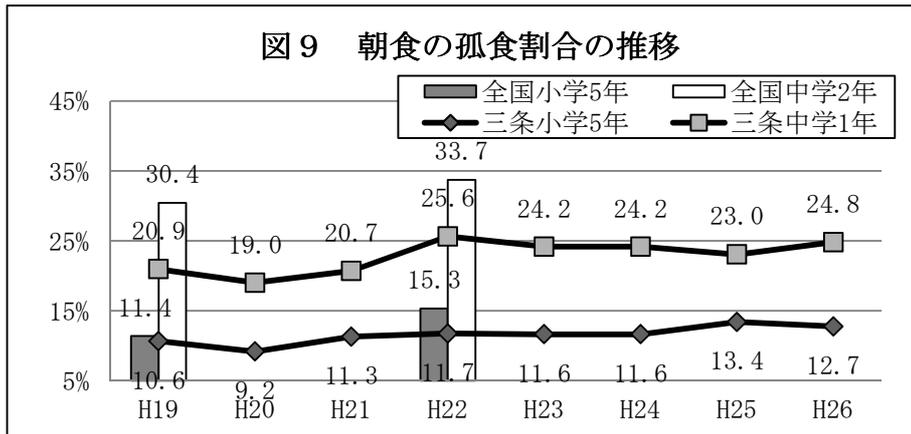


資料：高齢者の食と暮らしの調査(三条市)

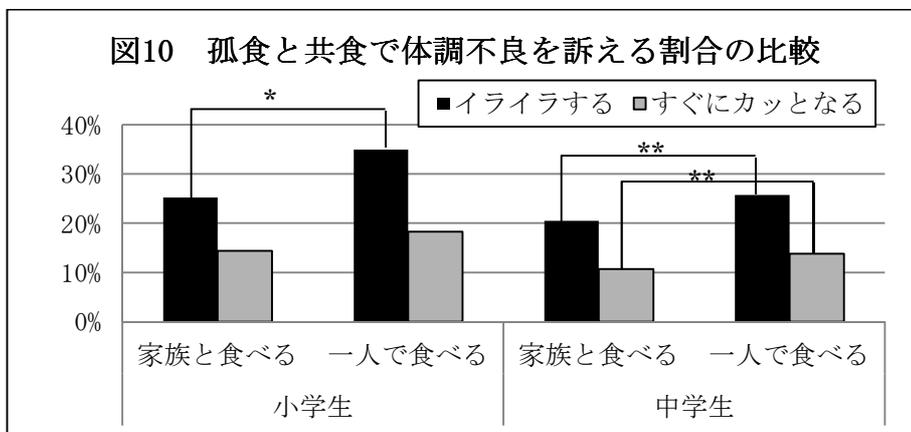
¹⁰ 共食

¹¹ まちなかで朝ごはん事業

¹² 子どもの生活実態調査

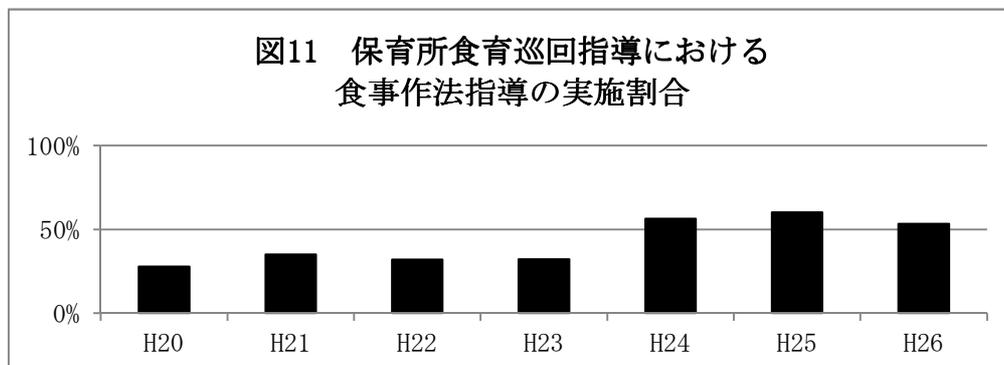


資料：児童生徒の食事生活実態調査(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
子どもの生活実態調査(三条市)



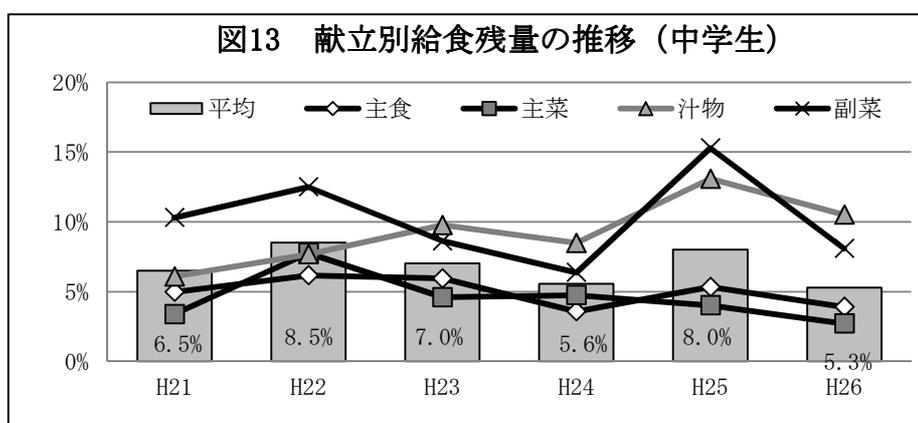
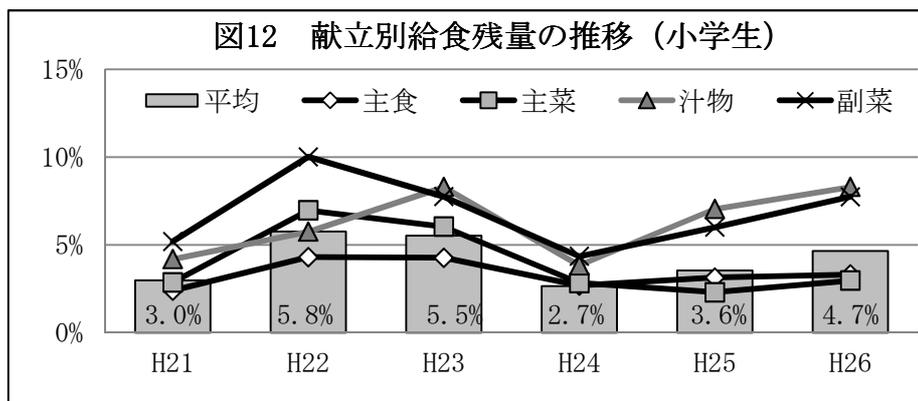
資料：子どもの生活実態調査(三条市)

平成 25 年 12 月の和食の無形文化遺産登録¹³によって、和食を見直す機運が高まりつつあります。その反面、核家族化が進み、和食の食事作法が身につけていない子どもが増えていること(図 11)が推察されます。また、お膳形式で提供する学校給食では副菜や汁物など野菜料理の残量が多く(図 12・13)、子どもたちが和食を苦手とする様子が伺えます。これらのことから、家庭で和食を提供する機会が減少していることが想定できます。家庭を始め保育所や学校などあらゆる場面で、伝統的な日本の食文化を継承していく必要があります。



資料：保育所食育推進事業(三条市)

¹³ 和食の無形文化遺産登録



資料：学校給食残量調査(三条市)

また、事業者による食育は受動的な取組になる傾向があることから、事業者が自ら積極的に食育に取り組むよう、関係者の意識を高める必要があります。

【基本方針と主要施策】

(1) 望ましい食習慣の定着

市民一人一人が生涯を健やかに暮らすためには、1日3度の食事を基本とし、規則正しい生活リズムを身に付けること、バランス良く食べること、誰かと食事を共にすること、伝統的な食文化を継承していくことなど望ましい食習慣を定着させることが重要です。そのために、引き続き米飯食の推進を柱に据え、共食の推進、食文化の伝承に取り組めます。

ア 米飯食の推進

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが整いやすく、昔から食べ続けられてきた米飯食を推進します。特に、朝食において米飯を主食とする割合が低いことから、各世代に様々な場面を利用して、米飯を主食とした朝食習慣の啓発を行います。あわせて、和食について体験を含めた啓発を行います。また、地産地消推進店¹⁴と連携して、自然と健康に良い食事につながる環境を整備します。

¹⁴ 地産地消推進店

イ 共食の推進

子どもたちの孤食や朝食欠食は、心身に様々な影響を与えることから、眠育¹⁵と絡めた生活リズムの改善や共食の推進に取り組みます。また高齢者には、低栄養の予防や外出機会の創出のほか、交流や生きがいづくりなど生活の質の向上につながることから、共食を推進します。さらに、大人から子どもたちへ食文化を伝えることを目的に共食を推進します。

ウ 食文化の伝承

核家族化が進み、家庭の食育機能が低下し、家庭だけで食文化を継承していくことが難しくなっています。地域の食文化を子どもたちに継承していくためにも、地域の郷土料理の指導者を育成し、保育所や学校、公民館などで郷土料理を指導できる人を増やします。

また、保育所や学校の給食時間や食育活動の中で米飯を中心とした和食文化の継承を進めるとともに、稲作農家との交流や体験を通じて稲作文化について理解を深めるなど、食文化の伝承に取り組みます。

(2) 食育推進機運の醸成

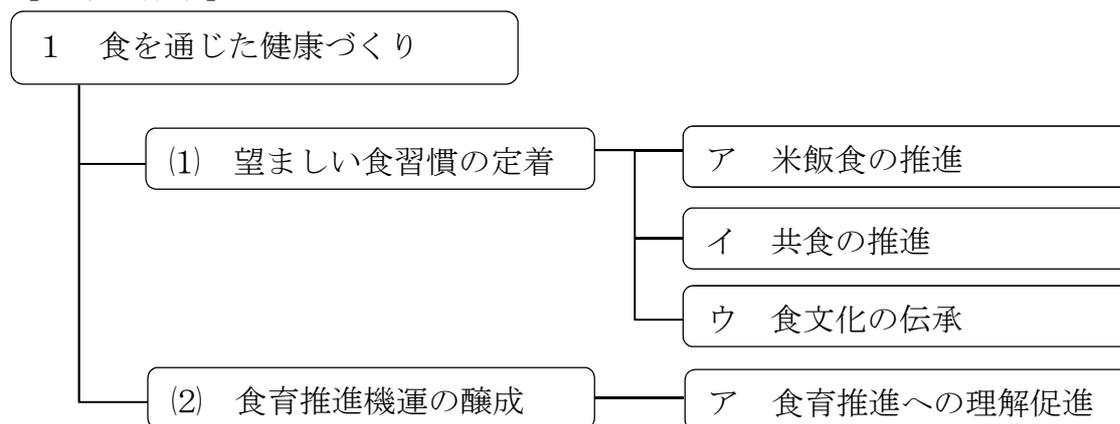
ア 食育推進への理解促進

食育が市民に浸透し、効果的に推進されるため、市、市民、事業者及び農業者等が自主的に取り組むよう食育推進機運を高めていくことが重要です。各主体と情報交換を密に行い、連携、協力体制を確立し、食育推進への理解を促進します。

また、各主体が具体的に行動できるよう、「食育の日」を活用して共食や米飯食の実践につなげる等食育推進機運を高めるよう取り組みます。

¹⁵ 眠育

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 望ましい食習慣の定着	ア 米飯食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・米飯を主食とした朝食習慣の啓発 ・和食の啓発 ・地産地消推進店の活用 	市、事業者、農業者等
	イ 共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への共食推進 ・眠育と絡めた朝食における共食推進 ・多世代交流を通じた食文化の継承 	市、市民、事業者、農業者等
	ウ 食文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理の指導者育成 ・保育所及び学校での和食文化の継承 ・米作りと稲作文化を継承する取組 ・多世代交流を通じた食文化の継承(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、市民、事業者、農業者等 市、市民、事業者、農業者等
(2) 食育推進機運の醸成	ア 食育推進への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との連携、協力体制の確立 ・新たな視点での「食育の日」の活用 ・地産地消推進店の活用(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等

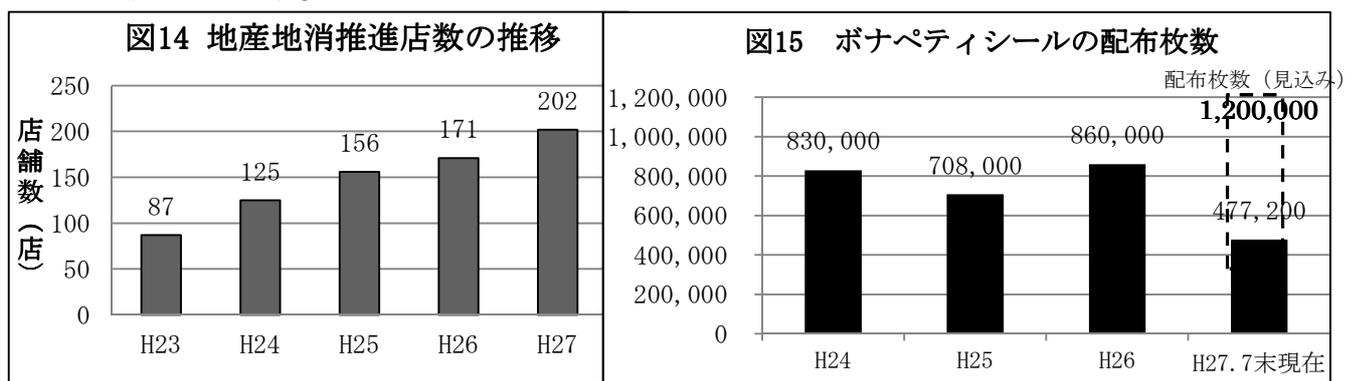
2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

【現状と課題】

本市では、保育所や学校で米飯給食を実施していますが、朝食時の米飯食は5割から6割と横ばいで推移し(図2)伸び悩んでいます。朝食時の米飯食については、全国調査で4割弱であり、本市はこれより高い割合にありますが、米飯食は回復の兆しが見えない状況です。米離れは生活習慣病の増加といった健康面への影響ばかりでなく、需要の低下に伴う米価下落やそれに伴う営農意欲の減退、さらに不作付け地の増加や農業従事者の減少など農業の衰退に影響します。不作付け地の増加は、将来的な農地・農業用施設の維持が困難になり、農業の持つ多面的機能の喪失の恐れがあります。

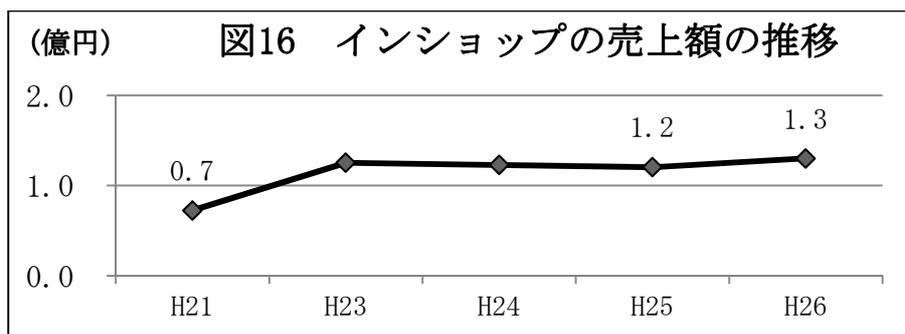
さらに、米離れは、稲作を中心に様々な文化を築いてきた日本の伝統的な食文化の喪失につながります。また、核家族の増加も相まって、器の並べ方、箸の持ち方、食べる姿勢などの和食の作法を知らず、実践できない若者や子どもたちが目立っています。あらゆる場面で米飯食の回復を基本とした食文化継承の取組が重要です。

地産地消の推進については、地場農産物を積極的に取り扱う市内の小売店及び飲食店等を地産地消推進店として認定し、年々増加(図14)して現在200店を超えています。また、地場農産物の普及を目的とした三条市地産地消ラベルシール(ボナペティシール)¹⁶は、累計配布枚数は300万枚に近づき(図15)、消費者の地場農産物の購入増加に寄与しています。このほか、保育所や学校の給食における地場農産物の利用については、米を始め葉菜類や根菜類などの取扱が増加し、インショップ¹⁷の売上額も増加(図16)するなど地産地消の取組が定着してきています。しかし、市民の様子からは、日常的に地場農産物を消費しているとはまだ言い難い状況です。これまでの取組の強化に加え、大人の給食場面である病院や高齢者施設、弁当事業者等における地場農産物の利用促進を図るとともに、家庭における米飯食の回復と地場農産物の利用促進に重点的に取り組む必要があります。



¹⁶ 三条市地産地消ラベルシール(ボナペティシール)

¹⁷ インショップ



地域の米飯食を回復し、食文化を伝承し、地産地消を推進していくことは、市民の健康で幸せな暮らしにとって、また地域農業の継続的な発展にとって欠かせないことです。そのためには、生産者と消費者の相互理解の促進が鍵となります。「消費者は、農産物が生産される過程などの農業の背景や苦労を知り、地域の農業を支える意識を持つ」「生産者は、消費者である市民により安全で良質な農産物を安定供給するという責任感を持つ」という双方の意識改革が重要です。

【基本方針と主要施策】

(1) 地産地消の推進

ア 地域農業に関する理解の促進

市民に安定的に食料を供給する地域農業を維持及び発展させるためには、農業者だけでなく消費者も積極的に農業を支えていくという意識を持つことが重要です。そのため、消費者に農業を体験してもらう機会を創出するなど地域農業への理解を促進します。

イ 地場農産物の消費拡大

ボナペティシールの更なる普及拡大のため、事業者及び農業者等に事業の周知を徹底するとともに、従来の農産物に加え漬物等の農産物加工品にもシール貼付することで、地場農産物の消費拡大を図ります。さらに、地場農産物を使った漬物等の食品開発及び販売を農業者等が自ら取り組めるよう支援します。

これまでの地産地消推進店認定制度¹⁸は、多くの飲食店等が認定されることで、地産地消が市民に広く周知されることを目的としていました。今後は、認定基準を上げるなど制度の見直しを図り、より多くの種類や量の地場農産物を活用する店舗にインセンティブ¹⁹を与えるなど、地場農産物の更なる消費拡大を図ります。

さらに、飲食店及び医療機関や福祉介護施設の給食担当者などと農業者等との農産物商談の場を設定し、地場農産物の消費拡大を図ります。

また、特産農産物²⁰の歴史、品種、特徴、栽培法、出荷時期、生産量、栄養価、味、香り及び料理方法など、誰でも分かるように解説した食材カタログ様の資料を作成し、その農産物に関する情報を市民や事業者、農業者等が正確に活用できる環

¹⁸ 地産地消推進店認定制度

¹⁹ インセンティブ

²⁰ 特産農産物

境を整えることで、地場農産物の消費拡大を図ります。

ウ 食文化の伝承(第3章第1節アの再掲)

核家族化が進み、家庭の食育機能が低下し、家庭だけで食文化を継承していくことが難しくなっています。地域の食文化を子どもたちに継承していくためにも、地域の郷土料理の指導者を育成し、保育所や学校、公民館などで郷土料理を指導できる人を増やします。

また、保育所や学校の給食時間や食育活動の中で和食文化の継承を進めるとともに、稲作農家との交流や体験を通じて稲作文化について理解を深めるなど、食文化の伝承に取り組みます。

(2) 農村環境の保全

ア 農業の多面的機能²¹の理解促進

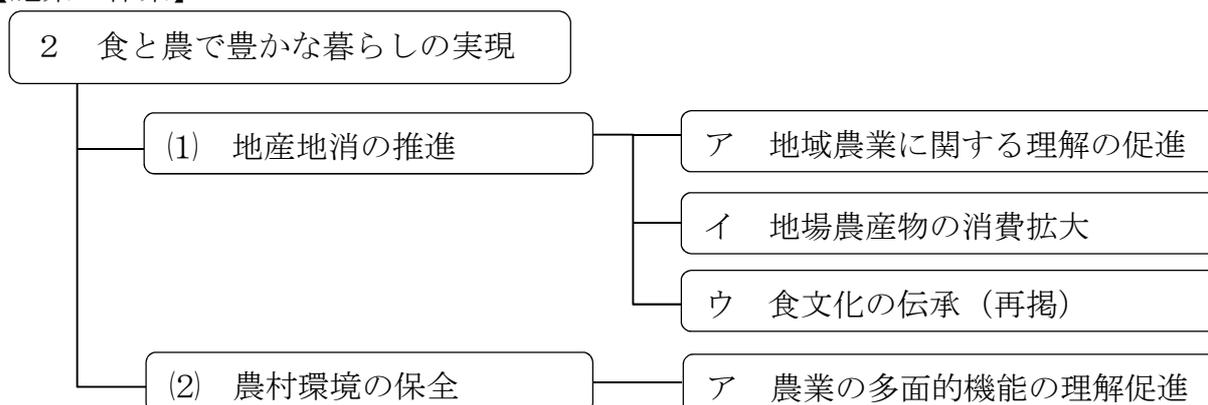
農業の恩恵は食料の確保に留まらず、国土保全や水源涵養²²、良好な景観の形成など多くの多面的機能を有することから、既存の多面的機能支払制度²³を地域住民と協働で取り組むことで市民からの多面的機能の理解の促進を図ります。

²¹ 農業の多面的機能

²² 水源涵養

²³ 多面的機能支払制度

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 地産地消の推進	ア 地域農業に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「生産者＝わたし」増加プロジェクト ・農業サポーター²⁴、里親制度の導入 	市、市民、事業者、農業者等
	イ 地場農産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボナペティシールの普及拡大 ・地産地消推進店認定事業の充実 ・農業者と実需者のマッチング支援 ・地場農産物を活用した商品の開発、販売支援 ・特産農産物のテキスト化 	市、市民、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、市民、事業者、農業者等 市、市民、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等
	ウ 食文化の伝承（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理の指導者育成（再掲） ・保育所及び学校での和食文化の継承（再掲） ・米作りと稲作文化の継承（再掲） ・多世代交流を通じた食文化の継承（再掲） 	市、市民、事業者、農業者等
(2) 農村環境の保全	ア 農業の多面的機能の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの中での農業の理解促進 ・日本型直接支払制度²⁵の取組促進 ・農業サポーター、里親制度の導入(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等

²⁴ 農業サポーター

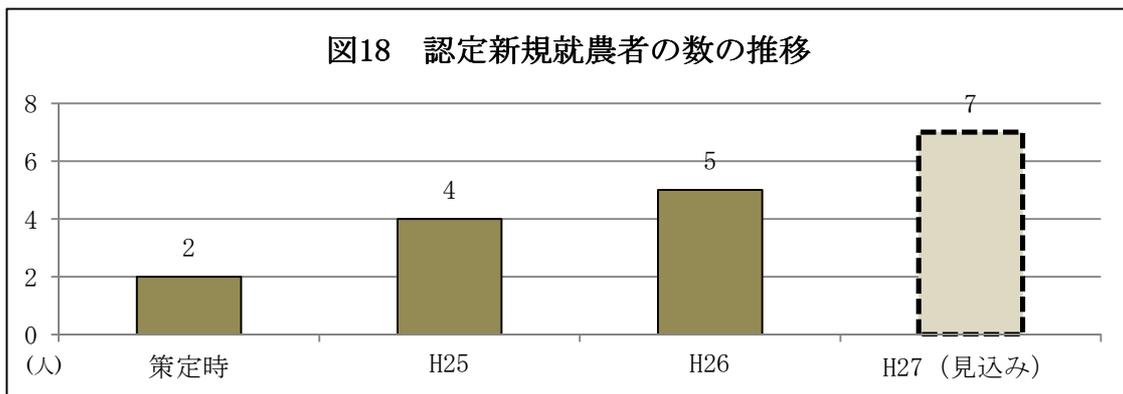
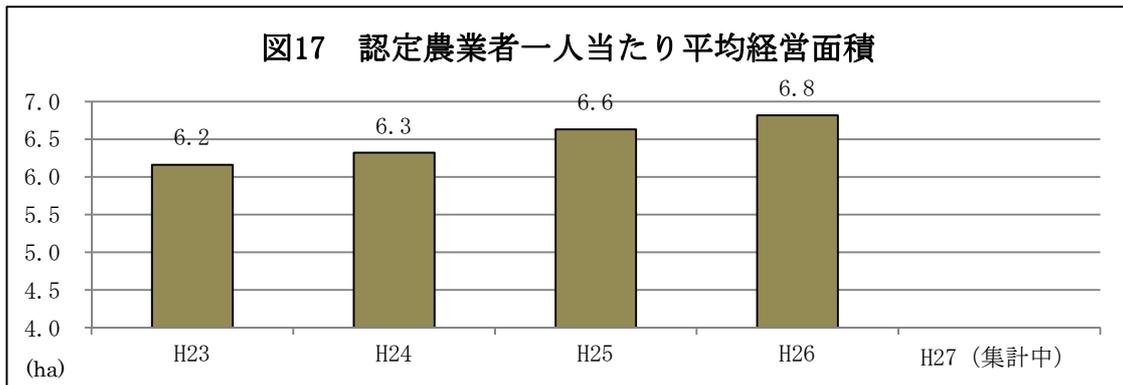
²⁵ 日本型直接支払制度

3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

【現状と課題】

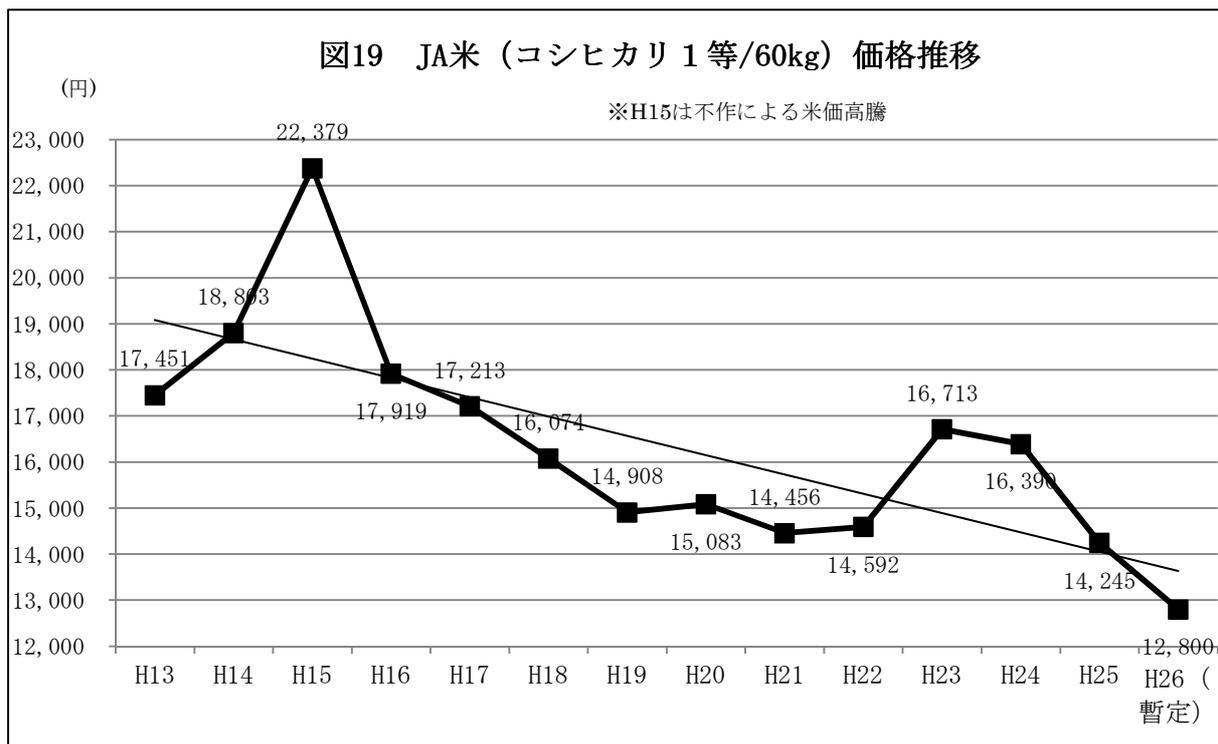
第2次農業活性化プランでは、農業者の減少や農業所得の低迷等に対し「所得の向上」と「担い手の充実」に焦点を当てて取り組んできました。

その結果、認定農業者一人当たりの平均経営面積の増加（図17）や認定新規就農者²⁶数の増加（図18）につながりました。



しかし、市内の農業者は高齢化が進み、近年の米価下落（図19）による農業所得の減少は農業者の営農意欲を減退させ、加えて、人口減少や少子高齢化等により農業者の減少に拍車をかけています。また、多くの農業者は農業のみで生計を立てている者はほとんどなく、職業としての魅力を感じる者が少ないことから新規の就農につながっていません。そのため、離農が進み委託農地の増加が想定されます。

²⁶ 認定新規就農者



農業で生計を立てている専業農家の多くは、農産物価格の長期的低迷に加え、農産物の販売について市場に委ねていることから、安定しない農産物の販売価格の中で生産原価に満たない販売を強いられることもあり、不安定な農業経営の一因になっています。そのため、市場相場に左右されない農業経営、すなわち農産物の価格決定力を確保して農産物を販売できる環境を構築し、生活に必要な所得を得られる農業経営体の確保・育成を図ることが必要です。

また、本市の農業法人については、法人の多くで構成員の高齢化が進み、一部で農作業から退く者が出ています。一方で、新たに法人構成員として加入する者は少なく労働力の確保が課題です。市内法人は常時雇用を行える体制ではなく、新規就農者の確保もできていません。このため、農業経営の継続に向け、農業法人の体質を強化して利益を上げ雇用を生み出す農業法人の育成が必要が必要です。

さらに、米価下落に伴い今後離農が進むことによる委託農地の増加に対し、農地の受け手である担い手は、受託する農地が分散していて作業効率の低下につながり、規模拡大することが農業所得の増加に必ずしもつながるとは言えないことから農地の受託を躊躇する傾向にあり、需給が釣り合っていません。このことから、農地の受け手の効率的な営農に役立てるために農地を集積する必要があります。

しかし、前述の農業の担い手の確保・育成を進めても、今後一層進むと考えられる農業者の減少によって、これまで地域の多くの農業者で担われてきた農地・農業用施設の維持が困難になる恐れがあります。地域農業の維持と持続的発展のため、多様な農業者の確保や農業環境の変化に対応した営農体制の整備、農業生産基盤の維持・向上を図る必要があります。

【基本方針と主要施策】

(1) 産業として成り立つ農業の確立

次のア、イの支援を行うことで、将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

生産から販売までを一貫して行うことで自ら価格決定することのできる体制の構築と経営に必要な耕地の確保を支援し、生活に必要な所得を得られる農業の定着を図ります。また、本市への就農当初の農業経営の安定を図るため、価格決定力のある農業者の農産物を市内外の食品産業等へ販売するためのルート開拓等を支援します。

イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

市内の農業法人について、継続して法人の農業経営を行えるよう、利益を追求し雇用できる体質へと強化する取組を支援します。

また、農業所得の確保に向けた農業生産にかかるコストの低減や省力化技術の導入の取組、農業法人が農地を受託するに当たり効率的な農業経営に役立てるため、農地中間管理事業²⁷の活用などにより農地を面的に集約する取組を支援します。

(2) 地域農業の持続的発展

ア 多様な農業者の確保

農業技術を習得したい、定年就農したいなど、市民の農業に対する多様な需要に対応し、基礎的な農業技術を習得しつつ農業に様々な態様で従事する農業者を確保し、農業理解や地産地消の推進を図ります。あわせて高齢化等により営農継続に不安を抱えている農業者の営農を支援します。

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

米価の下落や農業所得の減少等農業環境の変化に対応し、集落営農²⁸の設立等による地域農業の再編や低コスト・省力化技術の導入、農業技術の継承等の取組を支援します。

ウ 農業生産基盤の維持・向上

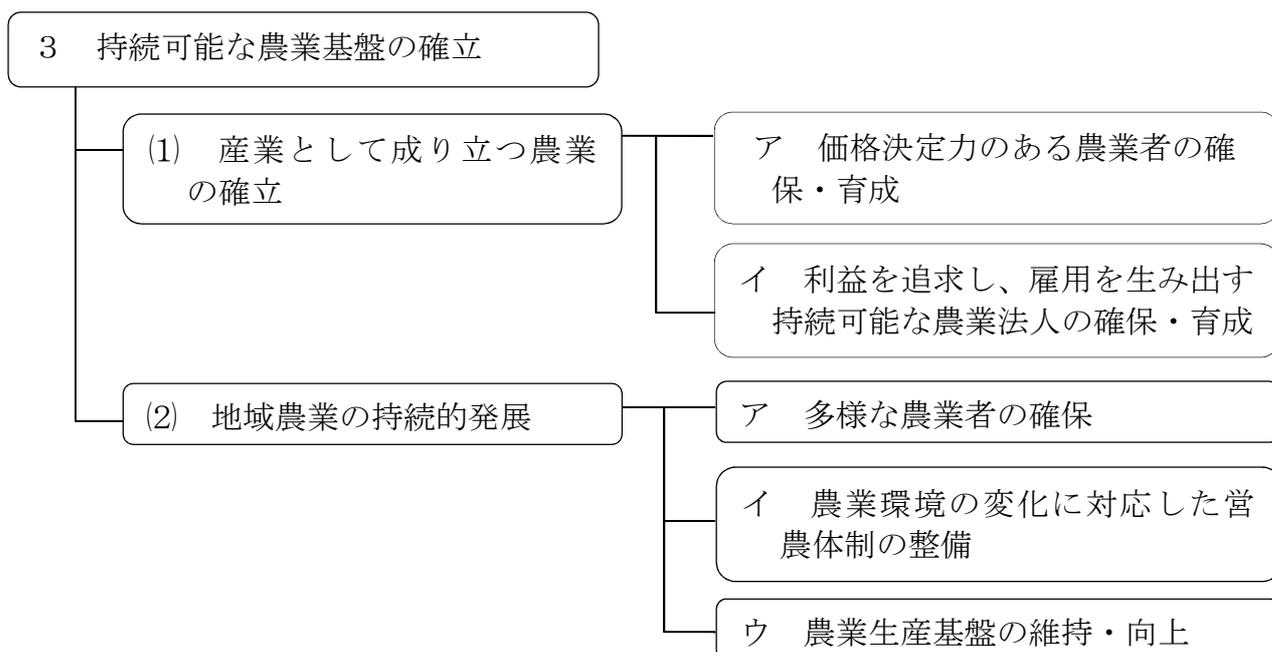
農地の維持や農業用施設の維持・機能向上のため、土地改良区や農業者が行う土地改良事業²⁹への取組を支援します。また、国土保全や水源涵養、良好な景観の形成など、農地が有している多面的機能の維持・向上のため、農業者等が行う多面的機能支払制度の取組を支援します。

²⁷ 農地中間管理事業

²⁸ 集落営農

²⁹ 土地改良事業

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 産業として成り立つ農業の確立	ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・営業、販売力向上支援 ・栽培技術の取得支援 ・新規参入者受入支援 ・価格決定力のある農業者の誘致 ・既存農業者の一番星育成支援 ・農地集積支援 ・食品産業等販路開拓支援 ・第6次産業化の推進 	市、事業者、農業者等 市、事業者 市、農業者等 市、事業者 市、事業者
	イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人の体質強化支援 ・食品産業等販路開拓支援（再掲） ・低コスト、省力化技術等の導入 ・第6次産業化の推進（再掲） ・農地集積の促進 	市、農業者等 市、事業者 市、事業者 市、事業者 市、農業者等
(2) 地域農業の持続的発展	ア 多様な農業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・農業サポーター・農業里親³⁰制度の導入（再掲） 	市、農業者等
	イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農設立等地域営農再編支援 ・食品産業等販路開拓支援（再掲） ・低コスト、省力化技術等の導入（再掲） 	市、事業者、農業者等 市、事業者 市、農業者等

³⁰ 農業里親

		<ul style="list-style-type: none"> ・第6次産業化の推進（再掲） ・農地集積の促進（再掲） 	市、事業者 市、農業者等
	ウ 農業生産基盤の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日本型直接支払制度の取組推進（再掲） ・土地改良事業支援 	市、農業者等 市、農業者等

4 継続した取組

従来からの継続した取組について、これまでの食育推進計画や農業活性化プランの検証結果、社会情勢の変化を踏まえて、条例の基本的施策等に基づいて再整理を行い、継続して取り組む施策を掲載しました。

基本的施策	主な取組	各主体
1 健全な食生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> 健全な食習慣の定着 規則正しい生活リズムの定着 	市、市民、事業者 市、市民、事業者
2 食育の推進に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 関係組織や団体と連携した健全な食生活のための知識普及 あらゆる媒体を活用した食に関する情報提供 食に関する体験や講演会を通じた食育の推進 	市、事業者、農業者等 市、事業者 市、市民、事業者、農業者等
3 食文化の継承の支援	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する体験、交流活動の充実 次世代農業教育事業³¹ 	市、市民、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等
4 環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス³²の視点を持った講話や調理実習 バイオマス資源³³の利活用促進（食品残渣堆肥化） 有機栽培³⁴米・県認証特別栽培米³⁵の推奨 	市 市、市民、事業者、農業者等 県、市等
5 農産物の付加価値の向上及び販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 三条産米ブランド販路開拓 規格外農産物の有効利用の推進 市場ピッキングセンター³⁶と連携した流通の促進 医療・福祉施設等の三条産農産物利用の促進 	市、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等
6 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所及び学校での地産地消給食 地元農産物利用促進 地産地消推進店認定事業³⁷ 三条市地産地消ラベルシール事業 	市、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、事業者、農業者等 市、市民、事業者、農業者等

³¹ 次世代農業育成事業

³² 食品ロス

³³ バイオマス資源

³⁴ 有機栽培米

³⁵ 県認証特別栽培米

³⁶ ピッキングセンター

³⁷ 地産地消推進店認定事業

7 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払制度 ・土地改良事業支援 	市、市民、事業者、農業者等
8 担い手の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「人・農地プラン³⁸」の推進 ・次世代農業教育事業(再掲) 	市、事業者 市、農業者等
9 中山間地域等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間直接支払制度³⁹ 	市、市民、農業者等

³⁸ 人・農地プラン

³⁹ 中山間直接支払制度

5 取組指標

計画の着実な進行を図るため、次のとおり取組指標を設定します。

視点	基本方針	主要施策	取組指標		現状値 (H26)	目標値 (H32)
食を通じた健康づくり	望ましい食習慣の定着	米飯食の推進	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	57.8%	60%以上
				小学5年生	62.1%	65%以上
				中学1年生	59.8%	65%以上
				40歳以上	—	※
			主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる者の割合	5歳児	30.6%	35%以上
				小学5年生	50.9%	55%以上
				中学1年生	44.0%	50%以上
				40歳以上	82.8%	85%以上
		共食の推進	家族の誰かと一緒に食事する回数が週10回以上の児童生徒の割合	小学校5年生	—	※
				中学校1年生	—	※
			誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者(65歳以上)	—	※
			朝食欠食の割合	小学5年生	8.5%	5%以下
				中学1年生	7.9%	5%以下
		食文化の伝承	箸が正しく持てる児童の割合	5歳児	—	※
			郷土料理の指導者育成数	—	※	
	醸成 食育推進機運の	食育推進への理 解促進への理	健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店数	—	※	
主体的に食育に取り組んだ事業者の数(地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設)			—	※		

視点	基本方針	主要施策	取組指標	現状値 (H26)	目標値 (H32)
食と農で豊かな暮らしの実現	地産地消の推進	地域農業に関する理解促進	農業サポーター数	0人	20人
			農業里親制度活用者数	0人	5人
		大 地場農産物の消費拡大	特産農産物のテキスト化数	0品目	20品目
			地産地消推進店登録数	171店舗	220店舗
			地場農産物の売上額（インショップ、直売所）	1.3億円	1.4億円
	農村環境の保全	農業の多面的機能の理解促進	多面的機能支払制度取組率	94.5%	94.5%
持続可能な農業基盤の確立	産業として成り立つ農業の確立	価格決定力のある農業者の育成・確保	価格決定力のある農業者の確保数	0人	8人
			既存農業者の一番星育成数	0人	1人
		利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成	農業法人による新規雇用者数	0人	1人
	地域農業の持続的発展	多様な農業者の確保	農業サポーター数（再掲）	0人	20人
			農業里親制度活用者数（再掲）	0人	5人
		農業環境の変化に対応した営農体制の整備	広域連携による農業機械利用活用農業者数	0人	20人
			低コスト・省力化技術等の取組面積	—	※
			農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度取組率（再掲）	94.5%

※空欄は平成 28 年度に調査し、平成 29 年度に目標値を設定する。

第4章 計画の推進体制

1 各種計画との整合

本計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、実施計画を作成し、関係部局が連携して全庁的に取組を進めます。

2 市における各部署の協力体制

市は、本計画に関係する部署全体の協力のもと、各部署で担当している事業や取組に関する進捗状況及び目標の達成状況を把握し、点検、評価、分析を行うとともに、計画の推進に当たっての課題などを共有し推進します。

3 市、市民、事業者、農業者等の協働による推進

市、市民、事業者、農業者等の各主体が協力・連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の食育や農業に関する情報の交換や人的交流、意見・アイデアの共有、連携した行動・事業の実施などを行います。

4 食育推進及び農業振興審議会による進捗状況の調査、審議及び公表

本計画の着実な実行を確保するため、市は、本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その内容として取りまとめ、食育推進及び農業振興審議会へ報告するとともに、広く市民等に公表します。

5 計画の見直し

市は、審議会や関係団体等各方面からの意見を踏まえ、施策の見直しや新たな取組の検討など、必要に応じて弾力的に対応するとともに、計画を効果的に推進します。

資 料 編

資料 1 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

資料 2 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿

資料1 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。

- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(計画の策定)

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(健全な食生活の実現等)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第14条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体

との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 15 条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備)

第 16 条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第 17 条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第 18 条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 食育推進及び農業振興審議会

第 19 条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

第 20 条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第 9 条の規定により策定された計画とみなす。

資料2 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿

推薦団体・組織名等	役職名	氏名	備考
学識経験者（新潟大学）	助教	栗生田忠雄	会長
三条市医師会	理事	神田達夫	
三条市農業委員会	会長代理	村山佐喜雄	
(公社)新潟県栄養士会三条支部	支部長	佐野千代里	
三条市農業担い手協議会	会長	山寄哲矢	
三条市食生活改善推進委員協議会	会長	外山迪子	
三条市消費者協会	副会長	高野万里子	副会長
三条商工会議所（食品関連代表）	常議員 食品関連部会副 部会長	高橋柈己	
新潟県産業廃棄物協会三条支部	会員	星野正義	
三条市PTA連合会	理事	坂井和世	
新潟県三条地域振興局	健康福祉環境部 副部長	太田昭子	
三条市立小中学校長会	会員	坪谷秀雄	
にいがた南蒲農業協同組合	営農経済部長	清水正弘	
公募委員		小山琴美	
公募委員		佐久間康之	

三条市食育の推進と農業の振興に関する計画（案）

平成 28 年 3 月策定

発行 新潟県三条市 福祉保健部健康づくり課
経 済 部 農 林 課

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

電話 0256-34-5511（代表）

FAX 0256-34-5572（健康づくり課）

0256-33-7250（農林課）

URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp（健康づくり課）

nourin@city.sanjo.niigata.jp（農林課）